

# 一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構

## 研修委員会規約

### (目的)

第1条 一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構研修委員会（以下、「委員会」という）は、臨床発達心理士の資格更新研修、生涯研修にかかわる事業を企画運営することを目的とする。

2 資格のポイント付与の考え方、研修連携団体との協定等に関する事項を担い、研修の質に関して資することを目的とする。

### (委員)

第2条 委員会は若干名の委員をもって構成する。

2 委員は臨床発達心理士もしくは、研修連携団体の心理士等から選任される。その任命は、理事会の承認を経て、代表理事が行う。

3 委員の任期は2年とする。ただし再任は3期（6年）まで妨げない。

4 委員会の委員長および副委員長の選出は、委員の互選による。

5 委員長は理事として理事会および社員総会に出席する。

### (決議)

第3条 委員会決議は、委員の過半数が出席（委任状出席を可）し、その過半数をもって行う。

### (更新研修会の実施)

第4条 委員会は、必修研修を設定し、理事会に報告する。

2 研修企画については機構の各委員会の連携のもと協力して行う。

### (生涯研修制度の検討、実施)

第5条 生涯研修制度を検討し、一定期間で必修研修及び更新研修を受講した、臨床発達心理士には、審査後、認証研修修了書を代表理事名で交付し、修了者一覧を公表する。

### (研修連携団体の協力要請について)

第6条 前条第1条第2項の目的を達成するため、委員会は、研修連携団体の協力要請を行う。

- 2 研修連携団体の協力要請は、委員会で協定書等を作成する。
- 3 協力要請に関する手続き等に関しては、別途、細則に定める。

(資格ポイント付与について)

第7条 資格更新研修、生涯研修に関わるポイントの付与に関して考え方を提案し、実施後、理事会においてポイント付与研修を報告する。

- 2 資格更新研修、生涯研修の認定基準および認定手続きについては、別途、ガイドラインに定める。

(啓発・広報活動)

第8条 委員会は、臨床発達心理士の資質向上に向けた研修のあり方等について、機構の各委員会の連携のもと啓発・広報活動に努める。

(本規約の変更)

第9条 この規約の変更は、委員会の決議を経て、理事会の承認を得るものとする。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、この委員会に必要な事項は、細則、内規、ガイドライン等を別途定め、理事会の承認を得る。

附則

2022年3月20日施行

2023年6月11日一部改訂